**千葉市建設工事低入札価格取扱要領**

（目的）

第１条　この要領は、本市が発注する建設工事の入札の執行につき、地方自治法施行令（昭和　　２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の１０第２項の規定による最低制限価格を設けない場合において、令第１６７条の１０第１項及び第１６７条の１０の２第２項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者が当該入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）をし、落札者を決定する場合の調査制度を運用するため、必要な手続を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　低入札価格調査の対象となる建設工事は、次の各号に掲げる建設工事とする。

（１）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の対象となるもの

（２）総合評価落札方式の対象となるもの

（３）市長が調査の必要があると特に認めるもの

（調査基準価格）

第３条　低入札価格調査を実施する基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、対象とする建設工事の予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「予定価格」という。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる費用（以下「算定項目」という。）に、当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合算額とする。ただし、その額が、予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては１０分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては１０分の７．５を乗じて得た額とする。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

また、算定項目に含まれる費目は、別表に定めるとおりとする。

（１）直接工事費　１００分の９７

（２）共通仮設費　１００分の９０

（３）現場管理費　１００分の９０

（４）一般管理費　１００分の６８

２　前項の規定にかかわらず、契約事務担当職員（千葉市契約規則（昭和４０年規則第３号）第３条第２項に規定する者をいう。以下同じ。）は、対象とする建設工事の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものについては、契約ごとに予定価格の１０分の７．５から１０分の９．２の割合の範囲内で調査基準価格を定めることができるものとする。

３　調査基準価格の公表に関する事項については、予定価格等の公表に関する事務取扱要領（平成１５年４月１日施行）に定めるものとする。

（価格失格基準）

第４条　調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者のうち、次の各号に定めるものは、失格とする。

（１）算定項目に、当該算定項目ごとに定める次の各号に掲げる割合を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下「算定項目の失格基準」という。）の合算額を下回った額で入札した者。

ア　直接工事費　１００分の７５

イ　共通仮設費　１００分の７０

ウ　現場管理費　１００分の７０

エ　一般管理費　１００分の３０

（２）入札書に添付した積算内訳書に記載の算定項目の額のいずれかが、当該算定項目の失格基準を下回った者。

（調査対象者）

第５条　低入札価格調査の対象者（以下「調査対象者」という。）は、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者で、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行ったもののうち、次の各号に該当していない全てのものとする。

（１）入札参加資格の有無の確認の結果、入札参加資格がないと認めたもの。

（２）前条に定める価格失格基準に該当したもの。

（３）総合評価落札方式による場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をし、かつ、

調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値が最も高い者に比して評価

値が下回るもの。

（調査の実施）

第６条　開札の結果、入札が無効だったものを除き入札書に記載された金額が最も低かったもの（総合評価落札方式による場合は、最も評価値が高かったもの）が調査基準価格を下回る価格で入札を行っていた場合、契約事務担当職員は落札者の決定を保留するものとする。

２　契約事務担当職員は、前項の保留をする場合においては、当該保留対象者に対して、落札者を決定するまでの間入札経過の情報提供を行うものとする。

３　契約事務担当職員は、第１項の保留をした後速やかに、「低入札価格調査報告書の提出について」（様式第１号）により、当該調査対象者に対して、別記１提出書類一覧に定められた全ての書類又は低入札価格調査報告書の提出に代わる届出書（別記様式第１４号）（以下「調査報告書等」という。）を、別記２書類作成要領に従い作成し、提出するよう求めるものとする。

４　前項に定める調査報告書等の提出は、契約事務担当職員が当該報告書等を提出するよう求めた日を含め５日以内に行わなければならない。この場合において、この期間に千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しないものとする。

ただし、契約事務担当職員が別に定める場合は、この限りではない。

５　調査報告書等については、一度提出された後の書類の差し替え及び追加提出は認めないものとする。

６　調査対象者が提出期限までに調査報告書等を提出しない場合又は低入札価格調査報告書の提出に代わる届出書を提出した場合、契約事務担当職員は低入札価格調査を実施せず、当該調査対象者の入札を無効とするものとする。

なお、低入札価格調査報告書の提出に代わる届出書を提出した場合にあっては、提出日の午後５時をもって、入札を無効とするものとする。ただし、午後５時以降に到達した場合は、翌開庁日の午前９時に到達したものとみなす。

７　調査対象者の審査順位（以下「順位」という。）は、提出期限までに調査報告書等を提出しない調査対象者を除き、令第１６７条の１０第１項の規定による調査を行う場合にあっては、入札価格がより低い者、令第１６７条の１０の２第２項の規定による調査を行う場合にあっては、評価値がより高い者に上位の順位を付す。

なお、同価又は同評価値の者が２者以上あるときは、くじにより順位を決定する。

８　契約事務担当職員は、低入札価格審査依頼書（様式第２号）及び提出された調査報告書等により、低入札価格審査委員（以下「審査委員」という。）へ次に掲げる事項についての審査を依頼し、調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行が可能か否かについて意見を求めるものとする。この場合において、契約事務担当職員は、調査対象者のうち順位が上位のものから依頼するものとする。

（１）当該価格で入札した理由

（２）入札価格の内訳

（３）下請予定業者等の状況

（４）技術者の配置

（５）手持工事の状況

（６）入札対象工事場所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連

（７）手持資材の状況及び資材購入先の状況

（８）手持機械の状況及び機械リース元の状況

（９）労務者の確保計画

（10）過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

（11）建設副産物の搬出地

（12）施工体制

（13）その他必要な事項

（審査委員）

第７条　審査委員は、工事担当所管部長及び課長並びに建設工事の設計積算基準を適用した建設工事にあっては、土木部技術管理課長、建築工事の設計積算基準を適用した建設工事にあっては、建築部建築管理課長の職にあるものとし、いずれも工事担当所管部長を審査委員長とする。

ただし、これによらない設計積算基準を適用した工事にあっては、工事担当所管部長及び課長の職にあるものとし、工事担当所管部長を審査委員長とする。

（審査委員による審査）

第８条　審査委員は、第６条第８項の審査依頼を受けたときは、同項各号に定める事項について、速やかに必要な審査を行うものとする。

２　審査委員長は、審査依頼を受けた日の翌日から、原則として、１０日（市の休日を除く。）以内に、契約の内容に適合した履行が可能か否かについて審査委員の意見を集約し、低入札価格審査報告書（様式第３号）により、契約事務担当職員に対して、審査結果を報告しなければならない。低入札価格審査報告書の提出が、審査依頼を受けたときから１０日を超えるときは、低入札価格審査報告書にその理由を付記するものとする。

３　審査委員は、必要と認める場合は、調査報告書等の内容に即して調査対象者の意思の確認等の事情聴取を行うことができる。なお、事情聴取は、入札の責任者（支店長、営業所長等）から行うものとする。

４　審査委員長は、調査報告書等及び前項に定める事情聴取の内容により、調査対象者の調査報告書等が別記２書類作成要領に従い作成されていることを確認した上で、なお必要な書類を提出すべきことなどの指示を行ったときは、第６条第５項の規定にかかわらず、書類の追加提出を認めるものとする。この場合において、書類の追加提出に係る提出期限については、書類の作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。

５　審査委員長は、調査対象者の調査報告書等が別記２書類作成要領に従い作成されていないことが明らかになった場合、又は、前２項によっても調査報告書等に不備があるときは、当該対象者に対する審査を中止し、低入札価格審査報告書により、契約事務担当職員に対して、審査中止の報告をしなければならない。

（落札者の決定）

第９条　契約事務担当職員は、低入札価格審査報告書の内容を勘案した上で、落札者を決定するものとする。

２　調査対象者を落札者として決定する場合は、契約事務担当職員は、必要に応じて、当該調査対象者の技術者の状況、本市発注の建設工事の成績状況並びに経営及び信用状況等についての調査を行うものとする。

３　契約事務担当職員は、次に掲げる調査対象者を落札者としないものとする。

（１）審査委員長の意見が、契約の内容に適合した履行が不可能とした者又は審査中止とした者

（２）審査委員長の意見が、契約の内容に適合した履行が可能とした者のうち、契約事務担当職員が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるもの

４　契約事務担当職員は、前項の規定により調査対象者を落札者としないことに決定した場合は、その旨を「低入札価格調査対象者について」（様式第４号）により審査委員へ通知するとともに、当該調査対象者の次順位の調査対象者がいる場合は、低入札価格審査依頼書により、その審査を求めるものとする。

５　契約事務担当職員は、全ての調査対象者を落札者としないことに決定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行い、評価値が最も高い者について入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認められた場合は落札者として決定するものとする。

なお、令第１６７条の１０第１項の規定による低入札価格調査を行った場合にあっては、入札価格が最低の価格である者、令第１６７条の１０の２第２項の規定による低入札価格調査を行った場合にあっては、評価値が最も高い者を落札者として決定するものとする。

　　ただし、第５条第３号における、評価値が最も高い者を落札者としなかった場合は、当該調査対象者及び評価値が最も高い者を除いたうえで、改めて第５条に定める調査対象者に対して第６条による調査を実施する。この場合、第５条第３号の「予定価格の制限の範囲内の価格で入札をし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者」は「予定価格の制限の範囲内の価格で入札をし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者の中で、落札者としなかった者を除いた者」に読み替えてこれを適用する。

６　契約事務担当職員は、落札者を決定した場合は、遅滞なくその旨を入札参加者へ通知しなければならない。また、低入札価格調査の結果を「低入札価格調査の結果について」（様式第５号）により公表するものとする。

（契約の締結）

第１０条　低入札価格調査の結果、調査対象者と契約を締結しようとする場合は、次に掲げる要件のもとに契約を締結するものとする。

（１）前金払の割合を請負代金額の１０分の２以内とする。

（２）前金払と中間前金払の合計額の割合を請負代金額の１０分の４以内とする。

（３）落札者が、落札を決定した日の前日から起算して過去２年以内に完成した、又は施工中の本市発注の建設工事に関し、次に掲げるいずれかの者である場合は、当該落札者は、配置予定技術者とは別に、入札公告等に定める参加資格と同一の要件を満たす技術者を１人以上専任で配置するものとする。

なお、落札者が共同企業体の場合は、各構成員のうち、落札を決定した日の前日から起算して過去２年以内に完成した、又は施工中の本市発注の建設工事に関し、次に掲げるいずれかの者がいる場合は、当該共同企業体は、配置予定技術者とは別に、入札公告等に定める参加資格と同一の要件を満たす技術者を１人以上専任で配置するものとする。

ア　千葉市工事成績評定要領（平成１０年４月１日施行）に基く評定において、契約を締結しようとする建設工事と同一業種の建設工事につき６５点未満の評定点を付された者

イ　工事請負契約書に基づく補修（軽微なものを除く。）又は損害賠償を請求された者

ウ　品質管理及び安全管理に関し、千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和　　６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を受けた者

エ　自ら起因して建設工事を大幅に遅らせた者

（４）契約保証金の割合を、契約金額の１０分の３以上とする。

（５）工事請負者の責による契約解除に伴う違約金の割合を、契約金額の１０分の３とする。

附　則

　この要領は、平成８年１月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成１０年１１月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成１３年７月１日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に入札通知書又は入札参加資格確認結果通知書を交付する工事について適用し、同日前に交付する工事については、なお従前の例による。

附　則

　この要領は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成１５年４月１日から施行する。ただし、この要領による規定は、平成１５年度予算にて執行する契約に適用する。

附　則

　この要領は、平成１８年４月１０日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成１９年７月１日から施行する。

　　　附　則

１　この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

２　千葉市建設工事低入札価格特別重点調査試行実施要領（平成１９年６月１日施行）は、廃止する。

附　則

　この要領は、平成２０年９月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２１年１０月１日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する建設工事について適用し、同日前に公告する建設工事については、なお従前の例による。

　　　附　則

　この要領は、平成２２年４月１３日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２３年６月１日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する建設工事について適用し、同日前に公告する建設工事については、なお従前の例による。

　　　附　則

　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する建設工事について適用し、同日前に公告する建設工事については、なお従前の例による。

　　　附　則

　この要領は、平成２５年６月１７日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する建設工事について適用し、同日前に公告する建設工事については、なお従前の例による。

附　則

　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する建設工事について適用し、同日前に公告する建設工事については、なお従前の例による。

附　則

　この要領は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する建設工事について適用し、同日前に公告する建設工事については、なお従前の例による。

附　則

　この要領は、平成３１年４月１５日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する建設工事について適用し、同日前に公告する建設工事については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

　この要領は、令和４年４月１日から施行する。ただし、この要領の施行の際、現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別　表

|  |  |
| --- | --- |
| 算定項目 | 費　目 |
| 直接工事費 | 直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費 |
| 共通仮設費 | 共通仮設費、間接労務費 |
| 現場管理費 | 現場管理費、工場管理費、据付間接費、技術者間接費、機器管理費 |
| 一般管理費 | 一般管理費 |